資料5

加古川市こども・若者計画にかかる第３回会議からの主な変更箇所

No.	頁	項目	変更後	変更前
1	P2	第1章 2 計画の位置づけ	「加古川市こども・若者計画」記載部分修正	ー
2	P2	第1章 5 計画の推進体制	追加	ー
3	P4	第1章 6 (4)自然動態（出生数・死亡数）の推移	出典：加古川市総務部総務課「加古川市統計書」	出典：兵庫県福祉部総務課「人口動態調査」
4	P7	第2章 2 基本目標　Ⅰ	こども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する	こどもの権利と意見を尊重する取組を推進する
5	P8	第2章 3 計画の体系　【項目】	追加：基本施策の区分	ー
6	P8	基本施策(1)(2)　基本施策の区分	基本施策(1)①こども・若者の権利の普及啓発・情報発信 基本施策(2)①こども・若者の意見表明 を追加	ー
7	P8	基本施策(6)	若者の経済的自立と結婚への支援	若い世代の経済的自立と結婚への支援
8	P11	第3章 1 (2)こども・若者の意見表明	令和6年度の取組例に「協働のまちづくり市民会議×熟議」を追加	ー
9	P20、28	第3章 2 取組内容　【取組追加】	No.9「就学前教育・保育施設等の質の確保・向上」 No.114「障がい児への移動支援の支給」 No.115「障がい児への日中一時支援の支給」 を追加	ー
10	P22	【区分変更】	No.29「中学校部活動の外部技術指導者派遣」 区分④人材の確保・質の向上	区分②学校教育の充実
11	P21	【担当課変更】	No.16「消費者トラブルの未然防止」 担当課：生活安全課、教育支援課	担当課：生活安全課
12	P41	第4章 2 (2)【東部区域】事業の方向性	３号認定の定員を確保するため民間の運営事業者に対し、１・２号認定からの定員移管等の調整、認定こども園への移行を行います。 また、令和６年４月に策定された「加古川市立就学前教育・保育施設の再編計画」に基づき、公立幼稚園と保育所の統廃合により認定こども園への移行を推進します。その結果、３号認定の定員を確保しつつ、１号認定の定員が減少する予定です。	３号認定の定員を確保するため、民間の運営事業者に対して、１・２号認定からの定員移管等の調整を行います。 令和６年４月に策定された「加古川市立就学前教育・保育施設の再編計画」に基づき、主に市立幼稚園の定員数が減少する予定です。
13	P50	第4章 3 (15)妊婦等包括相談支援事業	追加	ー
14	P50	第4章 3 (16)産後ケア事業	追加	ー

※その他、字句の統一等、修正あり。